

第二十八号様式の十(ポスター作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ポスター作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 70,000枚

(2) 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円}{31 錢} \times ポスター掲示場数 = 単価 \dots\dots 1円未満の端数は
ポスター掲示場数$$

切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

(ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + 270,655円 + 28円}{35 錢} \times (ポスター掲示場数 - 500) = 単価$$

..... 1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 37円(単価)×確認された作成枚数=限度額

- 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。